

ふじみ野市立公民館条例新旧対照表

改正案	現行																				
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="239 469 1111 612"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふじみ野市立上福岡西公民館</td> <td>ふじみ野市上福岡五丁目2番12号</td> </tr> <tr> <td>ふじみ野市立上福岡西公民館分室</td> <td>ふじみ野市新田一丁目3番15号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用料)</p> <p>第9条 利用者は、第5条の許可と同時に別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市に自治組織の設置の届出をした町会、自治会又は町内会が上福岡西公民館分室を利用する場合の使用料は、無料とする。</p>	名称	位置	ふじみ野市立上福岡西公民館	ふじみ野市上福岡五丁目2番12号	ふじみ野市立上福岡西公民館分室	ふじみ野市新田一丁目3番15号	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 公民館の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 利用者は、第5条の許可と同時に別表第2に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市に自治組織の設置の届出をした町会、自治会又は町内会が大井中央公民館分館又は上福岡西公民館分室を利用する場合の使用料は、無料とする。</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1135 919 2000 1396"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふじみ野市立大井中央公民館</td> <td>ふじみ野市大井中央二丁目1番8号</td> </tr> <tr> <td>ふじみ野市立上福岡西公民館</td> <td>ふじみ野市上福岡五丁目2番12号</td> </tr> <tr> <td>ふじみ野市立上福岡西公民館分室</td> <td>ふじみ野市新田一丁目3番15号</td> </tr> <tr> <td>ふじみ野市立大井中央公民館旭分館</td> <td>ふじみ野市苗間40番地38</td> </tr> <tr> <td>ふじみ野市立大井中央公民館大井分館</td> <td>ふじみ野市大井234番地</td> </tr> <tr> <td>ふじみ野市立大井中央公民館苗間分館</td> <td>ふじみ野市苗間371番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	ふじみ野市立大井中央公民館	ふじみ野市大井中央二丁目1番8号	ふじみ野市立上福岡西公民館	ふじみ野市上福岡五丁目2番12号	ふじみ野市立上福岡西公民館分室	ふじみ野市新田一丁目3番15号	ふじみ野市立大井中央公民館旭分館	ふじみ野市苗間40番地38	ふじみ野市立大井中央公民館大井分館	ふじみ野市大井234番地	ふじみ野市立大井中央公民館苗間分館	ふじみ野市苗間371番地
名称	位置																				
ふじみ野市立上福岡西公民館	ふじみ野市上福岡五丁目2番12号																				
ふじみ野市立上福岡西公民館分室	ふじみ野市新田一丁目3番15号																				
名称	位置																				
ふじみ野市立大井中央公民館	ふじみ野市大井中央二丁目1番8号																				
ふじみ野市立上福岡西公民館	ふじみ野市上福岡五丁目2番12号																				
ふじみ野市立上福岡西公民館分室	ふじみ野市新田一丁目3番15号																				
ふじみ野市立大井中央公民館旭分館	ふじみ野市苗間40番地38																				
ふじみ野市立大井中央公民館大井分館	ふじみ野市大井234番地																				
ふじみ野市立大井中央公民館苗間分館	ふじみ野市苗間371番地																				

ふじみ野市立大井中央公民館亀久保分館	ふじみ野市亀久保二丁目14番3号
ふじみ野市立大井中央公民館鶴ヶ岡分館	ふじみ野市鶴ヶ岡四丁目16番25号
ふじみ野市立大井中央公民館三角分館	ふじみ野市亀久保1748番地3
ふじみ野市立大井中央公民館亀久保西分館	ふじみ野市亀久保1814番地1
ふじみ野市立大井中央公民館江川分館	ふじみ野市東久保一丁目23番12号
ふじみ野市立大井中央公民館三保野分館	ふじみ野市苗間585番地100
ふじみ野市立大井中央公民館学園分館	ふじみ野市亀久保1221番地113
ふじみ野市立大井中央公民館武蔵野分館	ふじみ野市大井武蔵野1328番地5
ふじみ野市立大井中央公民館亀居分館	ふじみ野市大井中央一丁目15番11号
ふじみ野市立大井中央公民館原分館	ふじみ野市大井武蔵野1424番
ふじみ野市立大井中央公民館緑ヶ丘分館	ふじみ野市西鶴ヶ岡二丁目10番1号
ふじみ野市立大井中央公民館八丁分館	ふじみ野市亀久保1683番地100
ふじみ野市立大井中央公民館赤土原分館	ふじみ野市亀久保669番地4

ふじみ野市立大井中央公民館亀久保南分館	ふじみ野市亀久保1145番地24
ふじみ野市立大井中央公民館ふじみ野分館	ふじみ野市ふじみ野二丁目22番2号

別表第2(第9条関係)

1 大井中央公民館及び上福岡西公民館

単位(円)

公民館名	室名	曜日	区分			
			午前	午後	夜間	全日
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
大井中央公民館	視聴覚室		800	1,000	1,250	
	調理実習室		400	500	600	
	美術室		350	450	550	
	大会議室		550	700	850	
	第1研修室		400	500	600	
	第2研修室		200	250	300	
	第3研修室(和		350	450	550	

	室)				
	第2会議室		300	350	450
	展示室		350	450	550
	手工芸室		350	450	550
	児童室		450	550	700
	楽屋(和室)	平日	1,200	1,500	1,900
		土日祝	1,500	1,900	2,400
	楽屋(洋室)	平日	1,200	1,500	1,900
		土日祝	1,500	1,900	2,400
	リハーサル室	平日	1,500	1,900	2,400
		土日祝	1,900	2,400	3,100
	ホール	平日	9,000	13,600	17,600
		土日祝	12,000	17,600	22,800
上福岡西公民館	ギャラリー		200	300	400
	保育室		200	300	400
	美術工芸室		500	600	700
	調理室		500	700	800
	暗室		100	100	100

第1学習室	200	300	400
第2学習室	200	300	400
集会室	500	700	800
第1和室	300	400	500
第2和室	400	600	800
ホール	700	900	1,100
視聴覚室	400	500	600
ステージ(楽屋を含む。)	600	700	800
団体連絡室	200	300	400

2 大井中央公民館分館及び上福岡西公民館分室

単位(円)

公民館名	室名	区分		
		午前	午後	夜間
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
大井	旭分館集会室	200	200	200
中央	大井分館和室(竹)	100	100	100
公民	大井分館和室(松)	300	300	300

館分 館	苗間分館集会室(梅)	100	100	100
	苗間分館集会室(竹)	200	200	200
	苗間分館集会室(松)	200	200	200
	苗間分館洋室	400	400	400
	苗間分館全館	800	800	800
	亀久保分館集会室(A)	100	100	100
	亀久保分館集会室(B)	100	100	100
	鶴ヶ岡分館集会室(A)	200	200	200
	鶴ヶ岡分館集会室(B)	200	200	200
	鶴ヶ岡分館会議室	200	200	200
	三角分館集会室(A)	100	100	100
	三角分館集会室(B)	100	100	100
	三角分館洋室	200	200	200
	三角分館全館	500	500	500
	亀久保西分館集会室 (A)	100	100	100
	亀久保西分館集会室 (B)	100	100	100
	亀久保西分館洋室	200	200	200
	亀久保西分館全館	400	400	400
	江川分館和室(A)	100	100	100
	江川分館和室(B)	100	100	100
	江川分館ホール	200	200	200
	江川分館全館	400	400	400
	三保野分館	500	500	500
	学園分館	300	300	300

	武蔵野分館	400	400	400
	亀居分館おなが	200	200	200
	亀居分館ききょう	200	200	200
	亀居分館1階両室	300	300	300
	亀居分館2階洋室	600	600	600
	原分館集会室(A)	100	100	100
	原分館集会室(B)	200	200	200
	原分館集会室(C)	200	200	200
	原分館全館	400	400	400
	緑ヶ丘分館	500	500	500
	八丁分館和室(A)	100	100	100
	八丁分館和室(B)	100	100	100
	八丁分館洋室	200	200	200
	八丁分館全館	300	300	300
	赤土原分館	300	300	300
	亀久保南分館	300	300	300
	ふじみ野分館	400	400	400
上福	洋室	150	150	150
岡西	第1和室	150	150	150
公民館分室	第2和室	150	150	150

備考

- 1 障害者手帳の交付を受けている者及びその介助者(1人に限る。)
又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの

者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体が利用する場合の
使用料は、この表の金額に0.5を乗じて得た額とし、その額に10
円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

- 2 ふじみ野市に住所を有し、通勤し、若しくは通学している者又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体以外のものが利用する場合の使用料は、この表の金額に2を乗じて得た額とする。
- 3 大井中央公民館ホールの利用者が1人当たり1,000円以上の入場料(入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。)を徴収する場合の使用料は、この表の金額に1.5を乗じて得た額とする。
- 4 大井中央公民館ホールの利用者が利用に供する目的の準備又は練習のためホールを利用する場合の使用料は、この表の金額に0.5を乗じて得た額とする。
- 5 大井中央公民館ホールの利用者が時間延長をした場合の1時間当たりの使用料は、当該区分の使用料(当該区分の使用料の額に加算した加算額を含む。)の1時間当たりの金額に1.3を乗じて得た額とする。ただし、当該延長は、1時間を限度とし、1時間未満は、これを1時間とする。
- 6 利用者が連続して複数の時間区分において施設を利用する場合は、各時間区分の間の時間も当該施設を利用することができるものとし、当該時間については、使用料を徴収しない。

別表(第9条関係)

単位(円)

公民館名	室名	区分
------	----	----

		午前	午後	夜間
		午前9時から正午 まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 10時まで
		上福岡西 公民館	ギャラリー	200
	一			
	保育室	200	300	400
	美術工芸 室	500	600	700
	調理室	500	700	800
	暗室	100	100	100
	第1学習室	200	300	400
	第2学習室	200	300	400
	集会室	500	700	800
	第1和室	300	400	500
	第2和室	400	600	800
	ホール	700	900	1,100
	視聴覚室	400	500	600
	ステージ (楽屋を含 む。)	600	700	800
	団体連絡 室	200	300	400
上福岡西 公民館分 室	洋室	150	150	150
	第1和室	150	150	150
	第2和室	150	150	150

備考

- 1 障害者手帳の交付を受けている者及びその介助者(1人に限る。)
又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体が利用する場合の使用料は、この表の金額に0.5を乗じて得た額とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。
- 2 ふじみ野市に住所を有し、通勤し、若しくは通学している者又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体以外のものが利用する場合の使用料は、この表の金額に2を乗じて得た額とする。
- 3 利用者が連続して複数の時間区分において施設を利用する場合は、各時間区分の間の時間も当該施設を利用することができるものとし、当該時間については、使用料を徴収しない。